医療機関コード変更に伴う手続き手順

1.オンライン請求に関する手続き

A 下記書類を社会保険診療報酬支払基金へ提出

- ・電子証明書発行依頼書(原本)(記入例)
- ・電子情報処理組織の仕様による費用の請求に関する届出(原本)(記入例) ※新医療機関コードが不明な場合は空欄で提出が可能か社保へ確認しましょう。

B 下記書類を国保へ提出

・電子情報処理組織の仕様による費用の請求に関する届出(原本)(記入例) ※新医療機関コードが不明な場合は空欄で提出が可能か国保へ確認しましょう。

C セットアップキットを設定する

上記届出後に基金よりセットアップキットが届きますので、同梱のマニュアルを参照しオンライン請求端末へ電子証明書をインストールしてください。 ご不明点があれば基金ヘルプデスク(0120-220-571)へご確認ください。 5~10日の請求期間ギリギリになってしまう場合もありますので、あらかじめ基金に確認をしておくと安心です。間に合わない場合はCD請求が可能ですので、事前にsuperdrive(データをCD に焼き込む機器)と空のCDをご用意ください。

2.オンライン資格確認に関する手続き

A 電子証明書発行依頼書を基金に提出

・電子証明書発行依頼書(原本)(記入例)

※オンライン請求とオンライン資格確認が同一端末の場合は上記で提出済みのため不要です。※新医療機関コードが不明な場合は空欄で提出が可能か社保へ確認しましょう。

B 継承申請をポータルサイトより申請

法人化や代替わりに伴う医療機関コードの変更の場合は、 オンライン資格のポータルサイトより<u>継承</u>申請が必要になります。 承継申請が認定されるのには数週間かかります。 詳しくは下記URLより詳細ご確認いただきお早めににお手続きください。 社会保険診療報酬支払基金医療機関向けポータルサイト

※医療機関等コードが変更になったにも関わらず、承継申請が行われない場合、オンライン資格確認シ ステムの利用申請手続に遅延が生じますので、必ず承継申請をお願いします。また継承申請の際はア カウントの引き継ぎを「ON」にして申請してください。

iQalteセンターのリモートによるオンライン資格確認端末の再設定をご希望の場合は事前にご相談ください。 別途設定料33,000円(税込)をいただきます。(2024.10.1現在)

~~~~ 次のページへ↓

## 3.iQalteの医療機関情報を設定する

iQalte1号用紙画面menu>設定>医療機関情報に進み、画面右上の追加を押していただき、認定 された開始日で新しい医療機関コードを設定してください。オンライン請求開始迄に変更できて いれば請求は差し支えありません。

#### 注意

- ・2-Bの承継手続きが完了していない場合、先にiQalteで新医療機関情報を追加するとオン資端末との医療 機関コードが不一致となり、マイナンバーの資格情報の照会ができません。手続きが完了するまでは iQalteの設定も旧医療機関コードのまま使用していただき、オンライン請求の際に一時的に新医療機関 コードを設定し、請求が完了したら承継手続きが終わるまでは元の医療機関コードに戻してください。
- ・FM(福祉医療費請求書作成ツール)をご利用の医院様は、FM側の医療機関情報も新医療機関コードに 変更してください。